

公立大学法人岡山県立大学 平成22年度 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア フレッシュマン特別講義を受講させ、本学の教育研究の基本理念及び本学で教育を受けるにあたっての指針を教示するとともに、各分野の専門家及び組織の管理運営の担当者から、現代社会で生きる心構えを学びとらせる。
- イ 学部教育における専門科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の拡がりにつながるような教育を目指す。
- ウ 創造力と統合力の修得を目指し、卒業研究に重点をおいた教育方法を検討する。
- エ 実験、演習及び実習の科目を中心に、コミュニケーション能力と継続学習能力の育成を目指す。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(ア) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 看護基礎教育における看護実践能力の向上を図るため、平成21年度に開始した、卒業時の看護実践能力の到達度調査を継続するとともに、学内演習、臨地実習における学習方法を点検・改善する。
- ・ 国家試験合格率100%の維持を目標とし、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。

② 栄養学科

- ・ 専門科目の理解に必要な基礎学力の充実を目的に、履修モデルに従って1年次生に対して全学教育科目の化学と生物の履修を奨励する。
- ・ 達成度の低い学生へのアドバイザー教員による指導を行う。
- ・ 実習前における現場指導者の特別講義を系統的に組み込み、臨地実習の学習環境を充実する。
- ・ 国家試験対策として、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。

③ 保健福祉学科

- ・ 学習動機・意欲の向上のため、学外の研究会、研修会及びボランティア募集等の情報を積極的に提供し参加を奨励する。
- ・ 国家試験対策として、学生の自主勉強会を支援するとともに、模試の斡旋と教員による個別指導を行う。
- ・ 法改正による新国家試験への対応として、平成20年度以前の入学者を対象に、受験に必要な3科目を臨時開講する。

(イ) 情報工学部

平成21年度で見直しが完了した講義科目により教育を行うとともに、より充実したものとなるよう、実施状況を常に点検する。

(ウ) デザイン学部

- ・ 新たな問題発見能力および問題解決能力を有する人材を育成するためには、創造性の涵養に資する発想教育が必要であることから、基礎課程（低年次）に重点を置いた教育を実施する。
- ・ デザイン工学科では、指導成果の検証手段として、「金の卵」展など全国規模のコンペ・展示会に参加する。
- ・ 造形デザイン学科では、造形構成と造形材料に関する基礎教育科目において、より創造性の涵養に資する課題開発に取り組む。
- ・ 指導成果の検証手段として進めているデータベース構築を継続する。
学生作品のWeb公開を前提としたホームページの全面リニューアルを検討する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

① 看護学専攻

研究指導体制及び授業科目の実施状況を常に点検する。

特に、講座毎のゼミナールの定期的開催や年3～4回の中間発表会の開催等により、論文作成及び説明能力の向上を図る。

また、長期履修学生制度の実施状況を注視し、社会人がより受講しやすいよう開講時間等について検討する。

② 栄養学専攻

学術交流協定校（中国四川大学、韓国ウソン大学校）との連携事業（合同セミナー）において、学生に、英語による口頭発表を奨励し、研究発表能力の向上を図る。

また、新たな科目として、スポーツ栄養学分野の特論を組み入れるとともに、他専攻の教員と連携して新しい栄養学分野の研究テーマを検討するなど、栄養学専攻の活性化を図る。

③ 保健福祉学専攻

引き続き、教育研究組織体制の見直しを行う。

また、教育指導において、高度で広範な知識の習得を目的に、学生が指導教員以外からアドバイスを受けることができる機会を積極的に設ける。

【博士後期課程】

① 看護学領域

学会等における院生の研究成果発表を支援する。

- ・ 研究の進捗状況に合わせて、分野を越えてゼミナールや研究論文の中間発表会を開催し、学生の研究発表能力の向上を図る。

② 分子栄養学領域及び応用栄養学領域

より幅広い専門分野の修得を目的に、学術交流協定校（中国四川大学、韓国ウソン大学校）の教員による特別講義の平成23年度開講を目指す。

また、学会等における院生の研究成果発表を支援する。

③ 保健福祉学領域

学会等における院生の研究成果の発表を支援する。

また、英語での論文抄録の書き方について、講師を招いて指導を行う。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

平成 22 年度に新設する、人間情報システム工学専攻生の学習・研究過程に十分な注意を払い、教育プログラムの妥当性を検証する。

【博士後期課程】

教育の方法として、これまでどおり各種プロジェクトに大学院生を参加させ、学術論文や国際会議等での研究成果発表等を奨励するとともに、実施状況（教育の内容、方法及び体制）を常に点検する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

平成 22 年度に改組するデザイン工学専攻及び造形デザイン学専攻生の学習・研究過程に十分な注意を払い、教育プログラムの妥当性を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 推薦入試に係る受験資格について、次の事項を検討する。

- ・ 保護者等が県内在住で、県外の高校へ進学した生徒の受験資格
- ・ 検討する受験資格と本学の入学者受入方針との整合性

イ 教育課程

(ア) 平成 20 年度にまとめられた「全学教育がめざすもの」を参考に具体的な課題について改善・充実策を提起する。

(イ) 入学前の学習歴の多様化に対応できるように、授業科目の内容及び編成について常に点検・見直しを行う。

(ウ) 全学教育課程について、実施状況等を常に点検し、内容の改善に努める。

(エ) 語学センターでは、外国語のコミュニケーション能力の涵養に努める。また、平成 21 年度に試みた「ランゲージ・テーブル」（ディスカッション形式の指導方法）を引き続き行う。

また、学部専門教育においても、英語力の強化を意図した内容及び方法を取り込むことを検討する。

— (平成 22 年度計画なし)

※ 平成 19 年度に、栄養学科以外での開設はしないこととした。（中期計画後半又は次期中期計画で再検討予定）

— (平成 22 年度計画なし)

※ 平成 21 年度教育課程再編（新専攻設置）済

ウ 教育方法

(ア) 平成 21 年度に見直しを行った「学部教育への準備」以外の各カテゴリーに関して、20 年度にまとめられた「全学教育がめざすもの」を参考に具体的な課題について改善・充実策を提起する。

(イ) 各入試区分において、入試成績と入学後の成績の間の相関について調査する。

(ウ) 入学前教育は、各学部学科の特色及びこれまでの実績を踏まえて実施するとともに、その成果を常に検討する。

特に、各特別選抜合格者が不得意とする科目について把握する。

(エ) オフィスアワー制度等を活用し、教員と学生のコミュニケーションを深めるとともに、学生の授業習熟と人間性醸成に努める。

各学部学科は、これまでの実施状況を踏まえ、実施内容・方法等について、常に点検・改善を行う。

また、平成 22 年度は、これまで学生に行ってきた、オフィスアワー制度を総括し、より効率的な方法を検討する。

その他に、保健福祉学科では、19 年度に導入した新カリキュラムが完成年次に当たるため、これまでの教育方法（4 年間一貫ゼミナール）の効果について総括する。

—（平成 19 年度達成済）

(オ) 学士課程及び大学院課程におけるシラバスを点検し、改善に努める。

特に、「自主学習ガイド」の記載内容を充実するとともに、活用方法を周知する。

(カ) 教育研究に係る学内外のニーズを把握し、連携大学院方式の新たな締結先を検討する。

(キ) 平成 21 年度から実施した、長期履修制度により入学した大学院生の修学状況等に注視し、指導方法や指導体制について、今後の改善に資する。

エ 成績評価

(ア) シラバスに掲載する各授業科目の到達目標と成績評価の関係について、内容等を常に点検し、より理解しやすいものとする。

(イ) これまで、各学部学科において整備・改善を行ってきた個々の評価方法により成績評価を行うとともに、実施状況を常に点検し、より充実したものとする。

（平成 22 年度に予定する具体的な取組）

・保健福祉学科

平成 21 年度までに見直した社会福祉士実習における「実習評価票」について総括するとともに、教員評価を加味した実習全体の成績評価方法について検討する。

・情報工学部

成績評価について、現行の評価方法を継続するとともに、これまでの実績を点検・評価し、見直しを行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教職員の配置等

(ア) 人事委員会において、学長のリーダーシップにより適正な教員配置を実施する。また、教員間の担当授業科目数の平準化に努める。

(イ) 事務職員の適材適所配置及び専門性向上を目的に、職員の各種研修参加を奨励する。

(ウ) 組織運営を円滑に進めるため、採用するポストの検討を行い、適切な人材の確保に努める。

イ 教育環境の整備

- (ア) 語学センターでは、C A L L教室の施設・設備のトラブル防止に努めるとともに、貸出用教材等の充実を図り、学生の語学学習を支援する。
- (イ) 情報教育センターでは、平成 21 年度に整備した「情報システム運用・管理規程」に基づき、学内情報の管理及び学内ネットワークのトラブル防止に努める。
また、平成 22 年 9 月にリース契約が終了する学内ネットワーク機器の更新を行う。
- (ウ) 附属図書館では、新たに百科事典・辞書等知識探索のデータベース「ジャパンナレッジ」を導入し、学術情報検索データベースの充実等利便性の向上に努める。
- (エ) メディア機器やネットワークの環境整備計画について、必要とされる機能及び予算の両面から改めて見直しを行い、優先順位を決めて漸次整備を進める。

ウ 教育の質の改善

- (ア) 「教育の質の改善」を目的に、評価委員会が中心に行ってきた取組を点検するとともに、今後の計画をより効果的なものとする。
 - ・ 平成 21 年度に実施した「大学機関別認証評価」での指摘事項等への早期対応
 - ・ 教育の質の改善計画（研究）が全国的な競争の場（文部科学省教育 G P 等）で認められた教員に対し、研究費の支援を行う。
- (イ) 授業評価アンケートの実施方法について見直しを行い、新たな評価方式を定め実施する。（平成 21 年度から継続）
また、学生による授業評価アンケート結果について、学生へのフィードバック方法を定め、実施する。（平成 21 年度から継続）
- (ウ) 授業参観や授業評価を継続し、その結果を踏まえて授業改善を図るとともに、学外講師による F D 研修会を開催する。
また、これまで行ってきた相互授業参観及び F D 研修会の活動状況を踏まえ、事業内容を検討する。
- (エ) 平成 20 年度に開始した教員の個人評価の過去 3 年分（19～21 年度）の結果を点検し、平成 23 年度の本格的実施に向けて評価方法を確立する。また、平成 21 年度に受審した認証評価の結果を基に、必要であれば評価方法の改善を行う。
- (オ) 個人評価の平成 23 年度本格的実施に向け、評価結果のフィードバック方法を確立する。
- (カ) 教育年報 2010 は平成 23 年 4 月末に発行し、本学のホームページに公開する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 種々の理由により修学できない学生への修学指導を全学的に実施する体制を確立し、具体的に対応する教職員間の連携を密に、問題の解決を図る。

- ・ メンタル面や特別支援が必要な学生の早期把握に努め、各学科の教員や非常勤精神科医等と連携を取り、適切な対応に努める。

また、学生相談室と保健室が連携して、学生が気軽に学生相談室を訪れることができるように取り組むとともに学外カウンセラーの相談時間を増やし、相談体制の一層の充実を図る。

イ インターンシップへの参加を希望する学生の主体的な取組を支援するとともに、公務員を志望する学生を中心に総社市インターンシップへの参加を積極的に働きかける。

ウ 雇用情勢が厳しい中、状況に応じ、的確かつ早期な対策を講じる。

- ・ 学生ニーズにあった各種就職ガイダンスやセミナーをその時季に合わせて開催するとともに、自己分析検査や就職模擬試験、大都市部での合同企業説明会への就活バスの運行を行うなど、学生の主体的な就職活動を支援する。
- ・ 就職相談員による模擬面接や質の高い個別指導等を行う。
- ・ 就職活動が長期化する学生（4年次生）等を対象に就職相談員による「電話就職相談窓口」を新たに開設する。

また、各学部・研究科では、就職支援セミナー、卒業生を招いた就職ガイダンス及びワークショップ等、各々の特色に沿った支援活動を行うとともに、その実施内容を点検する。

エ コミュニケーション能力、表現力・プレゼンテーション能力の向上を目的に、全学教育の臨時授業科目として、「コミュニケーションティーチング演劇演習」を引き続き開講する。

また、平成19年度から学生のキャリア形成支援に努めているが、その浸透について、学生の動向を注視する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

学生の経済的支援として、授業料減免及び各種奨学金について、校内学生向けホームページ及び掲示板により情報提供に努める。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 日本での生活に不慣れな留学生に対し、学習や生活面において次のような支援を行う。

- ・ 校内学生向けホームページに留学生向けのコーナーを新設し、各種奨学金情報や留学生に有用な情報提供を行う。
- ・ 日本での生活に不慣れな留学生に対してチューターを配置し、修学支援を行う。
- ・ 附属図書館では、留学生の日本語修得を支援するため、関連図書の整備を図る。

イ 保健福祉学部では、国際交流協定締結校等からの留学生受入を進める。

また、デザイン学部では、転学生の受け入れ体制等について再検討を行う。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員個人の研究者としての能力を高めるために、学外において研究成果を積極的に発表する機会を増やす。

- ・ 看護学科

専門分野での学会発表件数として、50件以上、学術論文20件以上を目指す。

- ・ 栄養学科

専門分野での学会発表と学術論文の総件数について、平成 21 年度実績の維持をを目指す。

・保健福祉学科

専門分野または教育内容に適合した研究業績（紀要を除く）の発表件数について、27 件（教員 27 名）以上を目指す。

・情報工学部

専門分野での学術論文及び国際会議論文の発表件数について、平成 21 年度実績の 105%以上を目指す。

・デザイン学部

専門分野または研究内容に応じて、学術論文投稿、学術講演、作品展または公募展応募等の研究成果として、42 件（教員 42 名）以上を目指す。

イ 産学官連携推進センターでは、新規性を主体とする学術的研究とは異なり、研究成果の地域への有用性の視点に立ち、学域横断的な「領域・研究プロジェクト」等を中心に、実学的共同研究等を推進する。

ウ 全教員を対象として「教育研究者総覧 2011」を発行し、本学のホームページに公開する。

また、保健福祉学部及びデザイン学部では、学部紀要を発行する。

エ 研究成果の管理

教員の発明に係る審査から権利取得までの事務処理を効率的に行うことを目的に、職務発明に関する規程等の見直しを行う。

オ 倫理審査

倫理委員会は、教員の研究活動に遅滞なく対応して必要な審議を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学外の公的試験研究機関等との連携大学院方式を進め、教員の研究活動の活性化に資する。

・栄養学専攻では、連携大学院である倉敷中央病院との学術研究交流の推進を図る。

イ 「領域研究プロジェクト」では、外部資金獲得、研究成果の実用化及び地域企業等への技術支援を進めるため、本学教員と地域企業・施設・組織との共同研究組織づくりを積極的に行う。

ウ 学内の競争的研究資金について、教員の教育研究活動に対する積極性、研究内容の新規性・有用性及び本学が定める重点課題（領域・研究プロジェクトを含む。）に対する適応性等を考慮した配分を行い、研究成果の向上を図る。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 本学の基本理念「実学を創造し、地域に貢献する」に対する学内の認識を深め、教職員の協力の下、地域共同研究機構の機能強化及び活性化を図る。

(a) 地域共同研究機構機能強化・運用体制の充実

地域共同研究機構の事務体制を充実するとともに、コーディネーターと、学長、事

務局長等との情報交換や戦略会議の開催等企画・運用体制を充実する。

(b) 地域共同研究機構の発信力強化

地域共同研究機構のパンフレットを初め、冊子類、OPUフォーラム、社会貢献年報、ホームページ、産学官の会合、各種展示会等を活用して、共同研究等に結びつく情報を積極的に発信する。

(c) 外部専門家の活用

産学官連携推進センターでは、知的財産に係る業務や大学発ベンチャー立ち上げ支援等において、外部専門家である客員教員を活用するとともに、全学的に取り組みが行われるアクティブキャンパスや公開講座等においても、客員教員による支援を行う。

イ 保健福祉推進センターは、以下の活動を行う。

(a) 第一線で活躍している保健福祉分野の専門職を対象に、研究会等を開催する。

①看護関係の分野

地域看護学研究会、看護技術研究会、リスクマネジメント研究会

②栄養関係の分野

栄養学研究会

③保健福祉関係の分野

社会福祉研究会、介護福祉研究会、子どもと保育研究会及び保育ステップアップ講座

また、本学、総社市等で組織する実行委員会を通じて、平成22年3月に設置した「県立大学子育てカレッジ」を積極的に支援し、次世代育成の支援及び地域への貢献に努める。

実施主体：県大そうじゃ子育てカレッジ実行委員会

岡山県立大学、総社市、地域の子育て支援者、岡山県等で組織

主な事業内容：

・ 親子交流広場の設置及び運営

本学の施設内に「親子交流広場」を設置するとともに、当施設を、総社市の次世代育成計画に掲げられている「子育て支援拠点（チュッピーひろば）」として提供する。

また、当該事業への学生の参加はもとより、実習プログラムの場として活用する。

・ 保育士、幼稚園教諭、その他地域の子育て支援サービスの提供者に対する質的向上への取り組み

・ 地域の子育て支援関係者の情報交換等

地域子育て支援関係者との情報交換（ニーズの把握）の場として活用する。

(b) 地域の人々の健康、福祉及び親睦を目的に、次のような事業を行う。

・ 鬼ノ城シンポジウム

・ グラウンド・ゴルフ大会

(c) 市町村等と協力し、一日保健福祉推進センターを開催する。

(d) 教員の講師派遣を積極的に行う。

ウ メディアコミュニケーション推進センターは、以下の活動を行う。

- (a) 県・市町村など公共団体のコンテンツ制作を支援する。
- ・ デジタルコンテンツ制作講座を開催し、地域貢献及び人材育成に努める。
 - ・ 公共団体が開催する事業に積極的に関わり、公共団体主催事業の審査、委員等に教員を派遣する。
 - ・ 第25回国民文化祭において、各種団体主催事業の支援やワークショップの開催等に積極的に係わり、文化の発展に寄与する。

- (b) メディアコミュニケーション推進センターのホームページについて、定期更新が可能となるよう計画し、適時・適切に活動・支援内容を発信する。

エ 県内高校との協議を定期的に行い、高校側からの要望等を聴取するとともに、本学の理念及び教育方針の理解を求める等、情報交換の場として積極的に活用する。

岡山県教育委員会との間で締結した「連携教育の実施に係る協定」に基づいて、高校生に対し、大学レベルの教育を履修する機会として、出張講座等を開催し、学習意欲や進路意識の高揚を図る。

また、デザイン学部（メディアコミュニケーション推進センター）では、高大連携の推進を目的に高等学校からのニーズ等を把握し、単位授業を行う。

オ 移動型情報発信基地（「アクティブキャンパス」という。）の推進

各学部学科の特色を生かして、社会人向けの講座、講演会及びワークショップ等を、教員が主体的に企画し、地域へ情報を発信する。

（平成22年度計画の特色）

- ・ デザイン学部では、地域からの要請に対し積極的に対応するとともに、新たな企画を盛り込むなど、授業メニューの拡大を図る。

（2）産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学域横断的な共同研究組織「領域」について、一般の人にも分かるよう再編成を行うとともに、新規プロジェクトの発掘と継続案件の見直しを行う。

また、採択されたプロジェクトについて、情報提供、共同研究先の紹介、外部の競争的研究資金の獲得支援、学長査定の学内競争的資金の優先配分などの積極的な支援を行う。

イ 産学官連携推進センターでは、アクティブラボの推進を目的に、対象となる企業等の開拓、情報収集を行うとともに、教員の参加意欲を促す。

- ・ 100社訪問キャラバン隊への参加
- ・ 県内企業が企画する各種研究会等への参加
- ・ 学内ホームページ、産学官連携推進センター会議の活用

ウ 産学官連携推進センターでは、民間出身の非常勤職員を活用し、提案型共同研究推進チームの新たな活動テーマを発掘するなど提案型共同研究活動の多様化を図る。

エ 大学の研究内容やその実績を学外に広報し、企業との交流を促進するため、O P U フォーラム2010を5月28日（開学記念日の前日）に本学で開催する。

今回は、学外に対する本学の研究シーズの公開に重点を置くとともに、学内における産学官連携に関する教員と学生の意識向上を目的に、多くの教員及び学生が参加可能な企画とする。

オ 岡山TLOと緊密な連携の下、本学が有する研究成果について、適正な管理と効率的な活用により地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際交流協定校との間で行う学生の語学研修、学生や教員の教育交流及び共同研究等について、これまでに全学又は各学部学科において整備・策定した制度を活用し、個々の特色を生かした事業を展開する。

(平成 22 年度の主な計画)

・看護学科

韓国ウソン大学校と教員及び学生の交流を推進する。

・栄養学科

中国四川大学との国際交流協定に基づき、同大学からの留学生受入等について検討する。

中国四川大学との共同研究を継続するとともに、新たな共同研究テーマの開発を行う。

中国南京農業大学の共同研究を開始する。

・デザイン学部

韓国ウソン大学校からの転学生の受け入れ体制等について再検討を行う。

イ 国際交流協定校との連携実績等を検証するとともに、新たな交流協定の締結を目指す。

保健福祉学科では、新たな交流協定候補校の情報収集を継続する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 大学コンソーシアム岡山の「吉備創生カレッジ」へ、社会人にとって有益な講義科目を提供するとともに、単位互換制度への授業科目として、県内大学のニーズを考慮しつつ本学の特徴的な科目を提供する。
- ・ 「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」で、平成21年度に選定された「岡山オルガノンの構築」について、15大学の連携による取組を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 全学的な経営戦略の確立

- ・ 平成 20 年度からの継続として、学内を競争(competition)と協働(collaboration)の場と位置づけ、競争意識をもって各教員が教育研究活動に取り組むとともに、異なる専門分野の協働作業を促進させる戦略（「CC戦略」という。）の浸透に努める。

本学が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう、組織内部の改革を図る。そのために学長は、定期的にホームページに「学長メッセージ」を掲載し、社会の状況変化、柔軟な運営方針及び改革の意図などについて全教職員にアピールする。

イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

(7) 理事長との連携を密にするため学内理事会を原則週1回開催して、管理運営上の諸問題を審議する。

(イ) ー (平成19年度整備済)

ウ ー (平成22年度計画なし)

※ 法人化後3年が経過し、学部長の役割も明確になっており、当分の間、運営状況を注視する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

県行財政構造改革大綱2008の影響を受け、引き続き厳しい経費抑制を行う必要がある。このため、外部資金の獲得促進等による収入増加対策に取り組むとともに、光熱水費を初めとした管理経費の抑制に努めるが、教育研究経費については、CC(競争と協働)戦略に基づく学内競争の促進と学部・学科の垣根を越えた全学的な取組の支援を中心とした効果的な予算配分を行うことにより、限られた予算で中期計画の着実な達成を目指す。

また、教育力向上支援助成費の交付の決定を前年度内に済ませ、当該年度初めから執行可能とするように運用面の改善を図る。

イ ー (平成22年度計画なし)

※ 法人化後3年が経過し、各種委員会の役割も明確になっており、当分の間、運営状況を注視する。

ウ 文書等の管理に関する手続きを見直し、教員組織と事務組織がそれぞれ分担して保存すべき文書を明確化する。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

マスメディアやホームページ等の各種広報媒体を通じて、大学の情報を積極的に提供する。

イ ー (平成22年度計画なし)

※ 学外者の登用を法人化当初に設定し、その後の経過も順調であり、当分の間、運営状況を注視する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 県評価委員会による評価結果を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、必要な業務の見直しを行う。

また、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価による評価結果についても、役員会等で検討し、必要な改革を行う。

イ 監事及び会計監査人の監査結果について、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を検討し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 各委員会は、所掌分野の大学組織を継続的に点検する。
- (2) 教育研究活動の質的向上及び支援組織の充実を目的に、学長は、特定のテーマに関して関連教員との懇談会を適宜開催し、通常の各種委員会とは異なる視点により問題の発掘を試みる。
- (3) 全学教育研究機構では、平成 21 年度に設置したカテゴリー幹事会及び随時設置する作業部会等によって、全学教育研究機構の機能の充実を図る。
- (4) 地域共同研究機構の事務の充実
平成 21 年度に見直した事務分掌及び執行体制の運用を開始するとともに、その実施状況を点検する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築
 - ア 裁量労働制については、一律に実施するのではなく、教員の個人評価と関連づけた導入方法を検討する。
 - (平成 19 年度実施済)
 - (平成 19 年度実施済)
 - イ 大学事務に精通した職員の採用
II-1-(3)-ア-(ウ) [31] のとおり
 - ウ 男女共同参画社会の実現に向け、教職員の研修会派遣や職場研修を実施する。
- (2) 能力・業績等を反映する制度の確立
 - ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を検討する。
 - (ア) 人事評価のベースとなる「教員の個人評価調査書」の見直しを行い、平成 23 年度の本格実施に向けた体制を確立する。
 - (イ) 人事評価に対する信頼性を確保するため、教員から提出された意見書(自己主張)の分析結果を踏まえ、平成 23 年度から予定する人事評価制度の本格実施時には、不服申立制度の確立を目指す。
 - イ 前項アの(ア)で述べた人事評価の本格実施体制は、教員の意欲の向上を図ることを第一義に構築する。
 - (ア) 教員の人事評価制度のベースとなる教員の個人評価結果に対するインセンティブ及びペナルティについて、平成 23 年度から適用できるよう検討する。
 - (イ) 人事評価制度の本格導入を控えて、教員の給与体系に評価結果を反映させるべきか否かを検討する。

(ウ) 職員表彰規程により特に優秀な成果をあげた教職員の表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。

ウ 事務局職員に対し、引き続き人事評価制度の試行を行うこととし、問題点を精査する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

ア 教員採用に関しては、人事委員会で学長のリーダーシップのもとに、全学的視点及び中期計画の方針に沿って教育研究分野を検討するとともに、適切な教員配置を実施する。

イ ー (平成22年度計画なし)

※ 方針・基準を20年度までに作成済みであり、当面、現状を注視し、必要に応じて見直しを行う。

ウ 定められた人事に関する方針及び基準に従い、人事委員会及び教育研究審議会において、公正な選考に基づき意思決定を行う。そのために、学部等でメンバーを定めた選考委員会は厳正公平な候補者の選考と選考資料の提出に努める。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

効果的・効率的な運営を行うため、外部委託可能な業務について継続的に見直しを行う。

イ これまでに策定した事務処理マニュアルについて、常に点検を行い、適宜改善する。

ウ 弾力的な雇用

ー (平成22年度計画なし)

※ 規程上、繁忙期等における臨時職員等の弾力的な雇用は可能であり、これまでも、弾力的かつ効率的な対応が行えており、当面、計画の必要性がない。

(2) 事務組織の見直し

平成21年度に見直した事務分掌及び執行体制の運用を開始するとともに、その実施状況を点検する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢、他の国公立大学の動向を考慮し検討する。

イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持・向上を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 「社会活動委員会」において、外部研究資金に関する資金獲得の仕組み、学部・学科の特色に応じた戦略を検討し、全体として採択率の向上を目指す。

また、文部科学省「科学研究費補助金」に関する研修会を開催し、科学研究費に対する教員の意識向上を図る。

平成22年度の文部科学省「科学研究費補助金」の申請目標は次のとおり。

- ・看護学科

若手研究者（助教・助手）の新規申請率75%、学科全体の新規申請率70%を目指す。

- ・栄養学科

新規申請率100%維持を目指す。

- ・保健福祉学科

新規申請率70%を目指す。

- ・情報工学部

新規申請率70%を目指す。

- ・デザイン学部

新規申請率20%（教授・准教授を中心に、各コースの専門分野に応じ各コース1件以上、学部全体で8件以上）を目指す。

イ 外部資金公募情報について、産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）を活用し、情報の早期入手及び学内への早期伝達に努める。

産学官連携推進センターでは、引き続き、資料配布・メールマガジンでの公募情報の配信や、外部競争的研究資金情報コーナーによる情報周知を行うとともに、個別教員への積極的な申請支援を行う。

ウ 産学官連携ネットワーク（連携機関や人脈）の活用やアクティブラボ等でのきめ細かい対応により、新たな県大ファンを増やすとともに、積極的な提案型共同研究を推進し、外部資金の獲得を目指す。

エ 外部研究資金を多く獲得した教員に対する優遇措置について、予算の許容範囲内で適宜設定することにする。

(3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用による地域社会の要請に対応した専門分野の講習会、研究会等を有料で実施する。

※ 例：介護技術講習会を引き続き平成22年度も実施する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学内施設の利用状況を点検し、施設の今後の有効活用に資する。

(2) 平成21年度に策定した教育研究施設等の整備・修繕計画に基づき、効率的な整備・修繕を行う。

(3) 平成21年度に策定した体育施設貸付要項に基づき、地域へ施設の貸付を行うとともに、実施状況を点検する。

(4) 引き続き、資金の安全性を最優先に、余裕資金の効率的な運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 経費削減を目的に、契約期間の複数年度化や契約の集約化等を可能なものから行う。

(2) 効果的・効率的な運営を行うため、業務の簡素化・合理化や外部委託について引き続き検討し、可能なものがあれば実施する。

(3) 教職員及び非常勤講師の配置に当たっては、採用の必要性を含め、組織運営の観点から常に見直しを行う。

(4) エネルギー使用量について周知し、全学的な省エネルギーの徹底を進める。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 評価委員会における定期的な自己点検・評価として、教育年報、社会貢献年報及び教育研究者総覧を毎年発行するとともに、ホームページで公開する。

(2) — (平成21年度実施済)

(3) 大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価で指摘された事項について、早急、適正に改善する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 広報専門委員会において、大学の広報に関する基本戦略を定め、全教職員に大学広報の重要性を啓発する。

(2) 法人運営に係る各種情報の提供について、これまでどおり継続的な点検・見直しを行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 教育研究施設の整備・修繕を、平成21年度に策定した整備・購入計画に基づき計画的に進める。

(2) 平成 21 年度に策定した施設・設備の整備・購入計画に従い、設備等の更新時には、省エネルギー効果の高い設備の導入を行い、エネルギー使用の効率化を図る。

また、省エネルギー対策として、各学部の電気使用量削減努力に対し、電気料金削減額の一部を学部に還元する仕組みを整備し、平成21年度の実績に基づき平成22年度にその還元措置を行う。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 全学的な安全衛生管理体制のもとで、安全衛生教育の充実に取り組む。

(2) 緊急性・安全性等の観点から適切に施設設備の機能保全及び維持管理を行う。

(3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

教職員を対象に、人権等に関する研修会を実施する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度）

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 105
自己収入	1, 114
授業料及び入学金検定料収入	1, 080
雑収入	34
受託研究等収入及び寄附金収入	81
目的積立金取崩	186
計	3, 486
支出	
教育研究経費	794
人件費	2, 229
一般管理費	382
受託研究等経費及び寄附金事業費等	81
計	3, 486

[積算にあたっての基本的な考え方]

- 1 予算は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づき法人の運営等に必要額を算定している。
- 2 共通の経費については、面積割等合理的な方法により按分配分している。

[人件費の見積り]

人件費の見積りについては、岡山県の給与減額措置に準じた基準等により必要額を算定している。

[運営費交付金の算定方法]

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

※ 平成22年度は、「岡山県行財政構造改革大綱 2008」の方針に基づくとともに、教員退職手当の平準化等を考慮して算定している。

[受託研究等の見積り]

受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績及び平成22年度の受託等の見込みを勘案し算定している。

2 収支計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	3, 4 9 5
經常費用	3, 4 9 5
業務費	3, 0 4 3
教育研究経費	7 4 7
受託研究等経費	6 8
寄附金経費	—
役員人件費	2 9
教員人件費	1, 8 4 0
職員人件費	3 5 9
一般管理費	3 2 0
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	1 3 2
臨時損失	—
収入の部	3, 3 0 9
經常収益	3, 3 0 9
運営費交付金	1, 9 8 3
授業料収益	9 2 0
入学金収益	1 0 9
検定料収益	5 1
受託研究等収益	6 8
寄附金収益	1 3
財務収益	1
雑益	3 2
資産見返負債戻入	1 3 2
資産見返運営費交付金等戻入	7 5
資産見返補助金戻入	2
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	5 2
臨時利益	—
純利益	△ 1 8 6
目的積立金取崩益	1 8 6
総利益	—

3 資金計画（平成22年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	3, 8 4 0
業務活動による支出	3, 3 6 3
投資活動による支出	1 2 3
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	3 5 4
資金収入	3, 8 4 0
業務活動による収入	3, 2 9 9
運営費交付金による収入	2, 1 0 5
授業料及び入学金検定料による収入	1, 0 8 0
受託研究等収入	6 8
寄附金収入	1 3
その他の収入	3 3
投資活動による収入	—
財務活動による収入	1
前年度よりの繰越金	5 4 0

注) 前年度よりの繰越金は、岡山県立大学学術研究振興事業基金214百万円及び目的積立金等である。